

41. 科学研究所を文部省科学研究費交付金の交付対象である研究機関として指定することについて

〔諮問〕

文大研第 8 2 8 号

昭和 2 9 年 1 2 月 1 1 日

日本学術会議事務総長

本 田 弘 人 殿

文部省大学学術局長

稲 田 清 助

科学研究所を文部省科学研究費交付金の交付対象

である研究機関として指定することについて（諮問）

このことについて、昭和 2 7 年 2 月 2 7 日付学発第 9 0 号答申によれば、「科学研究所は、特に文部省の科学研究費交付金の交付対象として指定することを適当と認める」がなお、この指定機関を一応 3 年とし期間終了後更に指定を継続してよいかどうか再検討することになっています。

文部省は、この答申に基いて研究費の交付を続けて参りました。

この指定期間は、昭和 3 0 年 3 月 2 1 日をもって終了いたします。

つきましては、科学研究所につき今后指定を継続してよいかどうか御意見を伺いたく存じます。

〔答申〕

庶発第38号の2
昭和30年1月28日

文部省大学学術局長
稲田清助 殿

日本学術会議事務局長
本田弘 人

科学研究所を文部省科学研究費交付金の交付対象
である研究機関として指定することについて（昭
和29年12月11日付文大研第828号による諮
問に対する答申）

標記のことについては、本会議研究費委員会において審議した結
果、下記の結論になりましたから答申します。

記

科学研究所は、本来の基礎科学の研究機関としてその研究成果をあ
げつつある実情にかんがみ、文部省科学研究費交付金の交付対象機
関に指定することを適当と認める。